

2025 事業報告書

社会福祉法人日向更生センター

令和七年度の総括

社会福祉法人 日向更生センター

はじめに

新型コロナの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ5類に移行し数年が経過しているが、令和7年度においては、世間では、新型コロナよりもインフルエンザの発症例が多かった。しかし、当法人が経営する特養・養護老人ホームにおいては両者とも発症例は少なかった。職員の感染症に対する対応が適切であったと評価したい。

今後、ウイルスの大きな変異や別の感染症の出現によるパンデミック(世界的大流行)はいつ起きてもおかしくない。常に感染症への予防の徹底と感染した場合の備えをBCPの視点でしっかり押さえておきたい。

一方、南海トラフ地震の脅威が高まっている。災害リスクを平時に軽減して対応力を強化しておかなければ、「災害発生、対応、復旧、復興、再び災害発生」という負の連鎖は続き、奪われる命、財産、生活は肥大化する。社会福祉法人として、災害発生時の地域住民の生活を支える力を蓄えておかなければならない。

さらに、人件費のアップや燃料費のアップを含めた消費者物価の高騰など、我々社会福祉事業を担う者にとって、日々気を緩めることは出来ない状況が続いている。

地域共生社会の実現等、われわれ社会福祉法人として、現状をしっかりと受け止めて、新しい変化に対応することができる力を付けなければ、事業継続が難しいという現実を認識させられる一年であった。

1 問われる法人としての経営力

(1)業務執行機関としての理事会機能の強化

社会福祉法人に求められている次の4つの事項は、常に確認しておかなければならない。つまり、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組」である。

「経営組織のガバナンスの強化」とは、組織のなかで営まれているさまざまな活動に関する情報を共有し、その情報をもとに組織としての意思決定が行われ、その内容・結果が適時・正確に組織内で共有されるとともに、外部の利害関係者にも提供される仕組みをつくることである。これが、事業運営の透明性の向上につながる。

ガバナンスの仕組みが確立されることにより、理事長及び業務執行理事に選任されている各施設長の責任及びその能力の評価が明確になり、外部理事や監事による事業推進に係るチェック機能も十分働くことになる。さらに、議決機関となる評議員会の委員のみなさんの意思決定の重要な材料となる。社会福祉法人日向更生センター(以下、当法人)においては、ガバナンスの確立を法人の事業計画の柱とし、成果を上げるために、毎月開催する業務執行理事会(施設長会)で協議し、その内容を組織内の重要な委員会に伝達し、組織全体に周知を図っていく流れは、ある程度確立されてきている。

(2)業務執行の留意点

社会福祉法人は、他の公益法人よりも高い義務を負う特別な法人として創設されている。フォーマルな枠で定められた社会福祉事業にとどまらない、地域貢献に関わる先駆的、開拓的取組みを推進していかなければならない。これを継続的に実施するには、財務体制を強化し、適正な財源の確保が必須の条件となる。

当法人が、地域に根差した事業展開を図るために、利用者の声、地域の声を受け入れやすい体制を作ることも重要である。こちらから出向いて(アウトリーチ)、声を拾う努力が事業発展の要となるであろう。事業の目的の一つに、地域になくてならない存在になることを掲げているが、財務体制の強化が十分に進まず、今後の大きな課題として残る。

(3)介護サービス提供体制の変化への対応

新しい視点で事業を展開しなければ、継続性が担保されない状況になる可能性がある。今後、高齢化が進み医療や介護の需要は増えていくが、他方で医療・介護を支える人的資源は有限である。限られた人的資源の中でいかに医療・介護のニーズに応えていくかがこれからの大きな課題となる。さらに、介護には、医療のバックアップが不可欠である。今後の医療体制の変化によって、介護サービスの在り方も変化することを予想しておかなければならない。

少子高齢化、人口減少が続く我が国において、社会保障を充実する新しい財源の確保が難しくなっている。今までのように、必要な医療や介護の財源を、赤字国債の発行で賄い、そのつぎを次世代の子供たちに負わせる対応は困難である。

社会保障制度が機能不全を起こせば、禍を被るのは国民自身であることを考えると、社会保障の維持に必要な財源は、その時々国民が負担するしかない。今後の増税や社会保険料のアップは避けられないであろう。

社会福祉法人としてのあり方も、人材の確保、財源の確保を前提に、サービスの質という観点から、常に利用者の満足度とサービスを提供する者の満足度を高める対応が求められる。公定価格に縛られる社会福祉法人の経営は、今まで以上に厳しいものになることが予想される。今後は、他法人との協力関係の構築が必要となる。

全国社会福祉法人経営者協議会が社会福祉法人アクションプラン 2030(2026 年度～2030 年度)を作成した。今後の社会福祉法人経営の指針としたい。

(4)令和 7 年度の経営状況の検証

① 利用率の低迷

介護保険事業を展開する当法人は、特養・養護とも一定の「利用率(稼働率)」を確保することが、法人の経営を安定させる重要な要素となる。さらに、すべての加算を取得できるよう努力していくことが重要である。特に設備の老朽化が進み、補修改善していくためには、多額の資金が必要となる。これに必要な積立金の確保がなされていない為、社会福祉医療機構

からの借り入れのための手続きを進めてきている。

利用率の改善に関して具体的に見ていくと、入所部門では、利用率を低下させる原因の一つである感染症対策や入院の原因となる誤嚥性肺炎をなくす取り組みや空きベッドを早急に充足させる取り組みを実践している。在宅部門では、通所介護事業や短期入所生活介護事業の利用者確保への取り組みを実践し、コロナの影響があったが、例年の水準を若干下回る程度で推移している。また、各種加算の取得に対しても努力がうかがえる。しかし、職員の努力が実績(利用率の向上)につながらなかったことも事実である。

このことを、令和 7 年度の収支状況から見ると、利用率の若干の上昇は認められるが、低い水準からなかなか回復できていない。

原因の一つとして、昨年同様、入所利用者の重度化が進行し、入院、死亡退園する比率が高まっていることがあげられる。そして、次の利用者の確保に時間を要する事例が多くなり、「利用率」が伸び悩む原因となっている。サービスの質が悪いことに起因することではないところに、改善策の困難性を表しているが、今後内容を精査し、入所手続きの効率化を図る等の方策を検討する必要がある。

なおその際、現在特養の利用者が、原則要介護 3 以上(特例入所があり、要介護 2 以下でも認められる場合がある)となっており、また養護老人ホームの入所判定で要介護 1、2 の方の措置が行われていない現状が適正であるかの検討も必要である。一人暮らしの高齢者が増加し、制度の谷間に陥り、在宅生活が困難な方々を救済する対応も、我々社会福祉法人の役割である。制度が現状に合わない部分が出てくれば、高齢者の代弁者となり、行政に働きかけることも必要であろう。

利用者の状況が変化するとしても、職員のチームワークによるより良いサービスの提供が、事業継続の基本であることを忘れてはならない。そして、いろいろな課題について、AI、ICT の活用を積極的に進め効率的なサービス提供の実現が今後の重要な視点である。

② 燃料費や水道光熱費、諸物価高騰への対応

電気、ガス、燃料等の価格が上昇し、さらにこれに追従するように日用品や食材料費なども上昇し、経営を圧迫している。この傾向はさらに続くものと思われる。

令和 5、6、7 年度において、全国規模で国に対して財政支援を要望し、急激な物価高騰の深刻な影響の中で福祉サービスを安定的に継続する社会福祉法人等への財政支援が一部実現したが、納得できる金額ではなかった。給与水準においても、他産業との大幅な格差を埋めることは出来ず、今後も継続して、財政支援を要望していかなければならない。

2 社会福祉の人材

(1)施設長の交代

令和 7 年度において、特別養護老人ホーム皇寿園の施設長交代(黒木茂夫から水元和幸に交代)が行われた。

(2)人材確保と人材育成

近年、宮崎県内の介護福祉士養成校(高等学校福祉課、専門学校、短大、大学)を目指す新卒の学生が極端に減少している。その結果、介護福祉士の養成課程を廃止する学校があとをたたない。少子高齢化・人口減少時代と言え、これからの社会を支える若い力が、介護・福祉の現場に関心を持たない状況には危機感を覚える。

法人としては、福祉職を目指す学生の実習施設として開放しているが、今後はさらにより良い実習環境を整え、次代を担う若い人達が、介護・福祉に関心を持ってもらえるように取り組んでいきたい。

これからますます、地域社会や家族のつながりが薄くなり、人口減少や高齢化で支え合う力が弱体化していく。人口減少などで社会が大きく変容する中で、一人一人が多様で個性的な存在であり、そこをいかに大切にしているいろいろな力を引き出せるかが非常に重要になってくる。特に福祉に携わる人材確保に向けて、こういう意識、価値観に十分に意識改革していく必要性があると思われる。

全国社会福祉法人経営者協議会では、効果的な広報機能(PR 戦略)の活性化を図るために、社会福祉の魅力を発信するイベント「社会福祉HERO 'S」を開催し、福祉の職場のイメージアップ、福祉の仕事の魅力発信に向けた取り組みを行っている。今後の参考にしたい。広報も重要な経営戦略の一つである。

(2)人材定着への取組

人材定着の重要なカギの一つが生産性の向上(＝職員の負担軽減)であると考えれば、業務内容を細分化し、専門職でないと担えないことと、そうでないことに分け、専門職が働きやすい環境整備が必要となる。また、ICT(情報通信技術)による業務の効率化・省力化を図り、介護機器(ロボットスーツや道具)を研究し採り入れることで、これまでの介護負担を軽減していくことが可能と考える。そこで、今後重要となるのが、デジタル・スキルの習得である。常に学習機会を得られる環境を整え、変化するニーズに絶えず適応させていく積極的な対応が求められる。

福祉・介護の世界においても、デジタル化の影響を受けて仕事のあり方が変容する可能性がある。そういった仕事に円滑に移行・対応できるように、われわれは必要なスキルを身につけていかなければならない。そして、福祉の社会も、「年功序列」ではなく「業績序列」が常識となっていくだろう。

(3)処遇改善策と賞与支給比率の低減

ここ数年、各処遇改善施策(国からの補助金)により、職員の給与水準は上がってきている。国の補助金は全て職員の給与に当てられている。一方、経営状況の検証の中でも述べているが、介護保険事業の収入が、利用率の低下により落ち込み、収支バランスが悪い状況が続いている。

令和 5 年度で、老朽建て替えに伴う社会福祉医療機構への借金返済は終了したが、今後は大規模な修繕等に対して対応できるように必要な財源を確保しておかなければならない。そのため、令和 7 年度においても、収支を改善するために、職員への賞与支給率のマイナス改

定をお願いしなければならなくなった。経営者としての責任問題として重く受けとめて、改善に向けて取り組んでいく。

3 養護老人ホーム清流園の今後のあり方

養護老人ホーム清流園は、宮崎市より指定管理者として当法人が選定され、運営してきたが、宮崎市より令和 8 年度において、無償で民間譲渡を行う旨の通知が来た。その為令和 7 年度においては、当法人が 1 年間、指定管理者として清流園を運営していくことが決まった。当法人が、令和 8 年度の譲渡を受け、宮崎市より適正な評価をえられるように万全を期して取り組んでいく。

4 今後の対応

(1)AI やロボットの普及と高齢者の活用

新しい技術が発達した世界では、我々の福祉の仕事には“人間らしい力”が求められる。言い換えれば、「人間にしかできない仕事は何か」をしっかりと考えていかなければならない。

特に、AI やロボットより人間が優れている点として、共感力、創造力、理解力、交渉力があげられているが、このことは、高齢者でも力を発揮するチャンスがあることを示している。つまり、少子高齢化・人口減少が続く我が国においても、年齢に関係なく、常に自分の視野を広く持ち、物事を分析する努力を心掛けている者は、機械を使いこなしながら、高次元な仕事ができるといえる。生産年齢人口の減少を補う意味でも高齢者の活用も、検討していきたい。

(2)終末期の延命の議論(ACP「Advance Care Planning」の作成)

元気なうちに、将来、自分の意思決定能力が低下した時に備えて、望む医療や介護の方向性について、本人や家族や医師や介護提供者などと話し合いを持ち、コンセンサスを共有しておく仕組みをACP(Advance Care Planning)という。

特に、単身高齢者が増加することが確実視されている日本では、40 歳になったらACPを作ることを制度化すべきという議論が出てきているが、重要な視点である。

家族の多数決で終末医療の方針を決めるということは、ナンセンスであり、本人の自由意思を尊重する仕組みを確立することが今後の日本において必須の制度となるであろう。

高齢者の生活を支える社会福祉法人は、高齢者の終末期を支えていくノウハウを持っている。この事を地域に周知徹底させていくことは、経営上においても重要な視点ではないだろうか。さらに技術・知識を高め、地域住民のニーズに応えていきたい。

(3)社会福祉法人への評価と今後の取組

今後、社会福祉法人に対する評価は、今まで以上に厳しいものになることが予想される。そこで、次のことを確認しておきたい。

まず、「地域における公益的な取り組み」は社会福祉法人の非課税の根拠となる公益性、非営利性を社会に明示する重要な取り組みである。そして、地域に対し福祉支援を展開していくためには、日ごろから顔の見える関係を地域住民はじめ、地域の多様な機関と構築して

いくことが重要である。この事は、社会福祉法人が主体的に取り組むことが求められる、地域共生社会の構築、災害発生時の支援等を有効に機能させるための手だてである。以上のことを基本に据えて、これからも地域福祉の充実に取り組んでいく。

5 新しい高市政権への期待

令和7年10月21日、高市内閣が発足し、自民党と日本維新の会の連立政権が誕生した。連立合意の柱は医療を中心とした社会保障改革であった。

ここ数年続いている物価高に対して、新しい政権は、病院及び介護施設の経営状況を好転させる施策の実行や介護従事者の処遇改善につながる施策として、報酬改定の時期をまたずに補助金を措置すると明言している。さらに、社会保障の給付と負担について、超党派で有識者も交えた国民会議を設置し、給付付き税額控除の制度設計を含む税と社会保障の一体改革に取り組むとしている。

社会福祉法人としては、これからの社会福祉を担う人材の確保や諸物価高騰の影響を受け、老朽化した施設の改修や建て替えに多額の資金が必要な状況にあり、今後の具体的施策に期待したい。

ただし、社会保障改革の中には、国民負担の軽減策として、消費税を0%(2年間)にすることを掲げている。日本は賃上げが物価高騰に追いついていない。消費者の負担を軽減しないと明るい展望が描けず、将来の経済成長が見込めない。消費税を減税すれば国民の消費を活発にし、経済成長できるという理由からであろうか。消費税は医療、年金、介護、子育てなどの社会保障を支える大切な財源である。他に手当てできる安定財源(5兆円が必要と言われている)なしに、減税するとすれば社会保障に回る財源は縮小する可能性がある。

まさに、社会福祉法人の在り方が問われる時期であるといっても過言ではない。私たちは現在、変革期にいるが、同時に多くのことが起きる中でその実像を正確に捉えることは難しい。ただ、私たちが2025年以前の世界に戻ることはないと考えた方が良いと思う。

6 最期に

令和7年春の叙勲で、黒木茂夫が旭日双光章を受けた。日向更生センターが今まで実践してきたことが評価されたとすれば、大変光栄である。今後の社会福祉法人の経営の在り方を考える上で、常に原点を忘れず、前に進みたい。

2025
法人事業報告
資料編

社会福祉法人日向更生センター

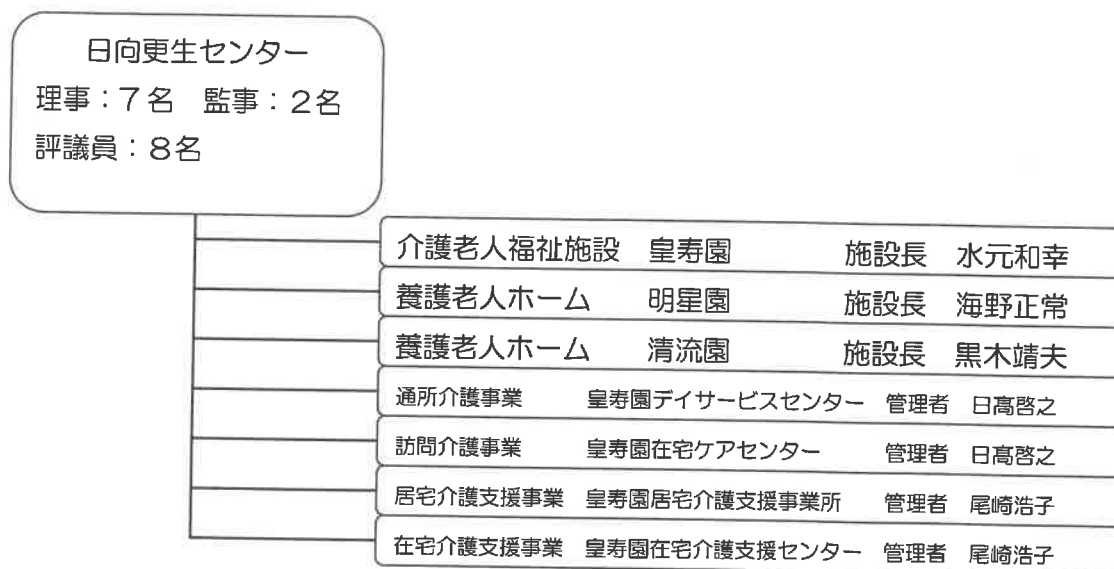
1 法人の概要

令和8年4月1日現在

昭和44年4月1日現在

法人名	社会福祉法人日向更生センター	代表者名	黒 木 茂 夫			
主たる事業所の所在地	宮崎市阿波岐原町前浜4 2 7 6 番地6 5 0					
設立認可年月日：番号	昭和4 4 年2 月2 1 日シレイ第3 4 号					
設 立 登 記 年 月 日	昭和4 4 年3 月1 2 日					
法 人 が 行 う 事 業	1) 社会福祉事業 a 第1種社会福祉事業					
	事業の種類	施設名	所在地	定員	職員数	事業開始年月日等
	特別養護老人ホーム	皇寿園	宮崎市阿波岐原町4276番650	100名	常勤職員64名 非常勤職員9名	昭和44年10月20日 介護保険指定：介護老人福祉施設
	養護老人ホーム(特定施設)	明星園	宮崎市阿波岐原町4276番地227	50名	常勤職員18名 非常勤職員4名	平成12年4月1日宮崎 市から法人に譲渡
	養護老人ホーム(特定施設)	清流園	清武町今泉6894	50名	常勤職員18名 非常勤職員7名	平成22年10月1日 宮崎市の指定管理者運営 委託開始
	b 第2種社会福祉事業					
	事業の種類	施設名	所在地	定 員	職員数	事業開始年月日等
	老人デイサービス事業	皇寿園 デイサービス	宮崎市阿波岐原町4276番地221	30名	常勤職員8名 非常勤職員3名	平成4年4月1日 介護保険指定：通所 介護事業所
	老人短期入所事業	皇寿園	宮崎市阿波岐原町4276番地650	10名 空床利用	-	昭和54年10月2日 介護保険指定：介護老人 福祉施設
		明星園	宮崎市阿波岐原町4276番地227	空床利用	-	
		清流園	清武町今泉6894	2名	-	
	老人介護支援センターを経営する事業	皇寿園在宅介護支援センター	宮崎市阿波岐原町4276番地650	-	常勤職員3名	平成21年4月1日から法人 事業
		皇寿園居宅介護支援事業所				平成12年4月1日 介護保険指定：居宅介護 支援事業所
	老人居宅介護等事業	皇寿園在宅ケアセンター		-	常勤職員3名 訪問介護員7名	平成6年4月1日 介護保険指定：訪問介護 事業所
	生計困難者に対する相談支援事業	皇寿園 明星園 清流園	各事業所において	-	-	平成29年1月1日
	2) 公益事業 なし					
3) 収益事業 なし						

2 社会福祉法人日向更生センターの全体組織



■日向更生センター役員及び評議員

令和8年4月1日現在

役員（理事・監事） 任期：令和7年6月19日～令和9年定時評議員会終結時			評議員 任期：令和年7月19日～令和11年定時評議員会終結時		
理事長	黒木茂夫	社会福祉法人理事 前）皇寿園施設長	評議員	中原良治	民生委員・児童委員
理 事	黒木玲子	看護師・ケアマネ	評議員	恒吉久美子	社会福祉法人理事長
理 事	清 俊郎	前）地方行政職	評議員	井野三男	社会福祉法人理事
理 事	横山楨子	社会福祉法人理事長 保育園園長	評議員	金丸義郎	社会福祉法人理事
理 事	丸山英晴	医療法人財団理事長	評議員	樋口和徳	社会福祉法人理事長
理 事	黒木靖夫	清流園施設長	評議員	木場圭一	一般社団法人会長 居宅介護支援事業所管理者
理 事	海野正常	明星園施設長	評議員	増元道憲	社会福祉法人理事長
監 事	椎木 隆	特定非営利法人管理者 社会福祉法人監事	評議員	中村秀子	社会福祉法人理事
監 事	野元俊一	税理士事務所			
運営協議会 任期：令和7年4月1日～令和11年3月31日			評議員選任・解任委員会 任期：令和7年4月1日～令和11月31日		
委 員	奥野忠之	元）法人第三者委員	監 事	椎木 隆	法人監事
委 員	泉 クニ	元）法人第三者委員	外部委員	泉 クニ	元）法人第三者委員
委 員	日高淳子	元）法人第三者委員	外部委員	山崎陸男	前）県社協事務局長
委 員	坂元三枝子	元）皇寿園職員 法人第三者委員	事務局員	水元和幸	法人事務局 皇寿園施設長

3 実施事業

事業名	施設名	実施内容
(1) 第一種社会福祉事業		
(イ) 特別養護老人ホーム	皇寿園	※施設別事業 報告書に記載
(ロ) 養護老人ホーム	明星園	
(ハ) 養護老人ホーム	清流園	
(2) 第二種社会福祉事業		
(イ) 老人デイサービス事業	皇寿園デイサービスセンター	※施設別事業 報告書に記載
(ロ) 老人介護支援センター	皇寿園在宅介護支援センター	
(ハ) 老人短期入所事業	皇寿園	
(ニ) 老人居宅介護等事業	皇寿園在宅ケアセンター	
(ホ) 生計困難者に対する相談支援事業	皇寿園・明星園・清流園	※以下に記載

(2) (ホ) 生計困難者に対する相談支援事業

【明星園受付】

1	相談者	支援開始	支援完結	経済的援助額
	57 歳男性	令和 7 年 6 月 6 日	令和 7 年 9 月 3 日	85,925 円
	支援相談概要			
	相談経由：自立相談支援センター 原 因：失業 支援内容：就業前の、「連絡」「移動」「食糧」の支援			
2	相談者	支援開始	支援完結	経済的援助額
	56 歳男性	令和 7 年 7 月 25 日	令和 7 年 8 月 8 日	0 円
	支援相談概要			
	相談経由：宮崎市社会福祉課 原 因：失業 支援内容：「市社協貸付制度」 保護定までの「食糧・光熱水費」の支援			
3	相談者	支援開始	支援完結	経済的援助額
	59 歳男性	令和 8 年 2 月 20 日	令和 8 年 3 月 16 日	86,665 円
	支援相談概要			
	相談経由：宮崎市社会福祉協議会 原 因：失業（生活保護申請中） 支援内容：保護決定までの「食糧・光熱水費・通信費」の支援			

【清流園受付】

1	相談者	支援開始	支援完結	経済的援助額
	59 歳男性	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 17 日	32,875 円
	支援相談概要			
	相談経由：宮崎市社会福祉協議会 原因：失業 支援内容：公的制度利用までの、「光熱水費」の支援			
2	相談者	支援開始	支援完結	経済的援助額
	57 歳男性	令和 7 年 5 月 30 日	令和 7 年 6 月 19 日	11,591 円
	支援相談概要			
	相談経由：宮崎市社会福祉協議会 原因：傷病による就労困難 支援内容：再就職までの「生活費」の支援			
3	相談者	支援開始	支援完結	経済的援助額
	53 歳男性	令和 7 年 7 月 4 日	令和 7 年 7 月 28 日	19,461 円
	支援相談概要			
	相談経由：宮崎市社会福祉協議会 原因：生活保護受給申請中 支援内容：保護決定までの、「食糧・水道光熱費」の支援			

4 理事会

年月日	議 題	出席数
第 1 回 令和 7 年 6 月 4 日	【決議事項】 1. 令和 6 年度事業報告の承認 2. 令和 6 年度決算にかかる計算書類の承認 3. 任期満了に伴う役員（理事・監事）候補者の選任 4. 任期満了に伴う評議員候補者の選任 5. 任期満了及び退任に伴う施設長の任命 6. 役員報酬規程の改定 7. 明星園エレベータリニューアル更新工事の契約 8. 皇寿園・明星園空調設備及びエレベータの更新にかかる資金借入 9. 評議員選任解任委員会の招集事項 10. 定時評議員会招集事項 【報告事項】 ○理事長及び業務執行理事の職務執行状況 ほか	理事 7 名 監事 2 名 事務局員 4 名
第 2 回 令和 7 年 6 月 19 日	【決議事項】 1. 任期満了による新役員選任に伴う理事長の選定	理事 7 名 監事 1 名

第3回 令和7年 12月17日	【決議事項】 1. 令和7年度一次補正予算（案） 2. 皇寿園・明星園の空調設備及びエレベータ更新にかかる資金借入れ及び担保提供 3. 皇寿園・明星園の空調設備及びエレベータ更新にかかる事業者選定入札の実施 【報告事項】 ○理事長及び業務執行理事（施設長）の職務執行状況 ほか	理事7名 監事1名 事務局員4名
第4回 令和8年 1月16日	【決議事項】 1. 皇寿園・明星園の空調設備更新工事及びエレベータ更新工事にかかる業者との契約 2. 臨時評議員会招集事項	理事7名 監事1名
第5回 令和8年 3月18日	【決議事項】 1. 令和7年度第二次補正予算（案） 2. 令和8年度事業計画（案） 3. 令和8年度資金収支当初予算（案） 4. 令和8年度賞与支給係数 5. 養護老人ホーム清流園の建物不動産取得 6. 定款変更 7. 就業規則の一部改正（案） 8. 皇寿園及び明星園空調設備等保守点検業務委託契約 9. 資金借入れに伴う金銭消費貸借契約 【報告事項】 ○理事長及び業務執行理事（施設長）の職務執行状況 ほか	理事7名 監事2名 事務局員4名

5 評議員会

年月日	議 題	出席数
定時評議員会 令和7年 6月19日	【決議事項】 1. 令和6年度決算にかかる計算書類及び財産目録の承認 2. 任期満了に伴う役員の選任 3. 役員等報酬規程の改定 4. 資金借入れ及び借入れに伴う抵当権設定 【報告事項】 1. 令和6年度事業報告 2. 評議員選任解任委員会の評議員の選任結果 3. 施設長の任命 4. 養護老人ホーム清流園民間譲渡手続き	評議員8名 理事3名 監事1名 事務局員4名

臨時評議員会 令和 8 年 3 月 27 日	【決議事項】 1. 皇寿園及び明星園の空調設備更新、エレベータのリニューアル更新における資金借入れに伴う抵当権設定 2. 養護老人ホーム清流園の建物譲渡による基本財産増加に伴う定款の変更 【報告事項】 1. 理事長及び業務執行理事（施設長）の職務執行状況 2. 令和 8 年度事業計画 3. 令和 8 年度当初予算 4. 養護老人ホーム清流園民間譲渡	評議員 6 名 理事 3 名
------------------------------	--	--------------------------

6 評議員選任解任委員会

年月日	議 題	出席数
令和 7 年 6 月 19 日	任期満了に伴う新評議員の選任	委員 4 名

7 運営協議会

年月日	会次第	出席数
令和 8 年 3 月 25 日	1. 令和 7 年度理事長及び業務執行理事（施設長）の業務執行状況 2. 令和 8 年度事業計画 3. 令和 8 年度収支予算	委員 4 名 理事 3 名 事務局 1 名

8 会議

1) 業務執行理事会議（施設長会議）

	開催期日	協議内容	参加役員等
第 1 回	令和 7 年 4 月 7 日	1. 役員及び評議員候補者 2. 役員等報酬規程（案） 3. 清流園民間譲渡申込み 4. 皇寿園施設長の交代人事	理事長 施設長 2
第 2 回	令和 7 年 5 月 12 日	1. 清流園民間譲渡 2. 令和 6 年度決算 3. 役員及び評議員改選候補者 4. 役員等報酬規程改定 5. 資金借入れ 6. 理事会報告事項 7. 人材確保	理事長 施設長 2

第3回	令和7年 7月9日	1. 令和6年度決算分析／課題の取組み 2. 事業所運営状況 3. 資金借入れ 4. 人材確保（採用・異動） 5. マスク着用のフリー化	理事長 施設長 3
第4回	令和7年 8月6日	1. 令和7年度第一四半期（4月～6月）収支状況 2. 創立記念行事他 3. 令和7年度宮崎県最低賃金改定への対応 4. 人材確保 5. 事業継続のための取組み（訪問介護）	理事長 施設長 3
第5回	令和7年 9月8日	1. 令和7年度宮崎県最低賃金改定への対応（11/16改定） 2. 人材確保 3. 事業継続のための取組み 4. 法人内事業所交流研修 ほか	理事長 施設長 3
第6回	令和7年 10月6日	1. 令和7年度一次補正予算理事会 2. 人材確保 3. 事業継続のための取組み（訪問介護） 4. 今後の法人スケジュール	理事長 施設長 3
第7回	令和7年 11月5日	1. 令和7年度上期決算 2. 人材確保 3. 今後の施設長人事 4. 今後の法人スケジュール	理事長 施設長 3
第8回	令和7年 12月7日	1. 令和7年度上期決算 2. 理事会議案案件 3. 清流園譲渡に伴う定款変更 4. 訪問介護事業所の今後の運営 5. 人材確保 6. 法人事業間交流研修の実施 ほか	理事長 施設長 3
第9回	令和8年 1月7日	1. 理事会議案内容（R8.1.16） 2. 職員の異動・配転 3. 次年度に向けての就業規則改定等 4. 福祉医療機構借入れスケジュール ほか	理事長 施設長 3
第10回	令和8年 2月9日	1. 理事会議案内容 2. 運営協議会の開催日程（案） 3. 職員の異動・配転 4. 福祉医療機構借入れスケジュール ほか	理事長 施設長 3
第11回	令和8年 3月6日	1. 理事会議案内容について（R8.3.18） 2. 職員の異動・配転 3. 決算にかかる今後の法人会議スケジュール	理事長 施設長 3

2) 事務局会議

	開催期日	討議内容	参加職員等
第1回	令和7年 4月15日	【協議・確認事項】 1. 理事会議案 2. 人材確保 3. 法人会議の予定 【周知事項】 1. 令和7年度予算 2. 介護人材確保・職場環境改善等事業補助金 3. 介護職員等処遇改善	事務局員 6名
第2回	令和7年 8月19日	【協議・確認事項】 1. 最低賃金改定への対応 2. 人材確保（採用・異動） 3. SNS開設・運用 4. 業務効率化、職場定着関連 ほか 【周知事項】 1. 2024年度四半期収支状況 2. 資金借入れ手続きの進捗 3. 介護人材確保・職場環境改善等事業補助金	事務局員 5名
第3回	令和7年 10月21日	【協議・確認事項】 1. 人材確保（採用・異動） 2. SNS開設・運用 3. 法人事業所交換研修（案） 4. 令和8年度就業規則改定 【周知事項】 1. 2024年度上半期収支状況 2. 資金借入れ手続きの進捗 3. 清流園民間譲渡の件 4. 最低賃金改定への対応	事務局員 5名
第4回	令和7年 12月16日	【協議・確認事項】 1. 人材確保（採用・異動） 2. SNS開設・運用 3. 令和8年度就業規則改定 4. 「医療・介護等支援パッケージ」及び「重点支援地方交付金」 【周知事項】 1. 令和7年度補正予算 2. 空調・EV更新にかかる資金借入れ手続きの進捗 3. 清流園民間譲渡の件 4. 法人内交流研修	事務局員 6名

第5回	令和8年 2月17日	【協議・確認事項】 1. 人材確保（採用・異動） 2. 令和8年度処遇改善計画（R8.6～R9.5） 3. 生産性向上推進体制加算Ⅱの取得 4. 令和8年度就業規則改定 ほか 【周知事項】 1. 令和7年度二次補正予算（未確定） 2. 空調・EV更新にかかる資金借入れ手続きの進捗 3. 清流園民間譲渡の件 4. SNS開設・運用状況 5. Googleマップ インドアビューの利用	事務局員 6名
-----	---------------	---	------------

3) 法人総務担当者会議

	開催期日	討議内容	参加職員等
※開催なし			

9 行 事

開催日	行事内容	出席者
令和7年 9月10日	皇寿園・明星園敬老祝賀会	理事長 施設長 2 法人第三者委員 利用者、他職員
令和7年 9月11日	清流園敬老祝賀会	施設長 利用者、他職員
令和7年 10月22日	創立56周年記念式典 ○永年勤続職員表彰 ○実践研究発表	理事長 施設長 3 ほか職員
令和7年 11月5日	第38回宮崎市納骨堂慰霊祭 (雨天室内開催)	理事長 施設長 3 評議員・職員・利用者

10 職種別法人研修

研修内容	参加対象者	開催日	開催場所
生活相談員研修	生活相談員	令和7年6月26日	皇寿園
看護職員研修	看護職員	令和7年10月9日	
介護職員研修	介護職員	令和7年8月26日	
栄養士研修	栄養士	令和7年12月11日	
事務員研修	事務員	令和8年1月23日	

1.1 外部研修

研修内容	参加役員	開催日
宮崎県経営協セミナー前期	理事長 施設長 2	令和 7 年 9 月 2 日
宮崎県経営協セミナー後期	理事長 施設長 3	令和 7 年 1 月 27 日

1.2 内部監査

監査年月日	監査内容並びに担当監事
令和 7 年 5 月 15 日	令和 6 年度決算法人監事監査 ●会計監査 担当者：野元監事 ●業務執行状況 担当者：椎木監事 【立会い】理事長・施設長及び担当者

1.3 行政監査（実地指導）

監査年月日	監査対象施設名	監査実施機関	監査立会
令和 7 年 10 月 30 日	養護老人ホーム明星園	宮崎市 ・指導監査課 ・地域包括ケア推進課 ・保健衛生課	理事 (施設長)
令和 8 年 2 月 10 日	皇寿園居宅介護支援事業所 皇寿園在宅ケアセンター	宮崎市 ・指導監査課	事務局長 施設長 管理者

1.4 行政との契約

契約内容	契約日(期間)	契約先
宮崎市養護老人ホーム清流園指定管理者	令和 7 年 4 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日	宮崎市
宮崎市納骨堂管理委託		
生活支援ショートステイ事業 (皇寿園・明星園・清流園)		
高齢者虐待等一時保護事業 (皇寿園・明星園・清流園)		
宮崎市道路占有使用契約 (皇寿園・明星園)		

15 借地等の状況

借地所在地	宮崎市阿波岐原町前浜 4276 番地 227、650、710
借地面積	9, 910.2 m ²
所有者	宮崎市
使用目的	社会福祉事業老人ホーム敷 ・特別養護老人ホーム皇寿園 ・養護老人ホーム明星園 ・皇寿園デイサービスセンター
借受の期間	～令和27年3月31日（30年契約）
使用料	令和7年度 511,485円（年）

16 法人・施設に対する寄附金の状況（令和7年度）

寄附者の属性	件数	区分	寄附金額	拠点内訳（円）			
				本部	皇寿園	明星園	清流園
利用者遺族							
利用者家族							
法人役員	1	器具備品	874,170		874,170		
企業	1		50,000				50,000

17 主要沿革

年 月 日	概 要
昭和44年 2月21日	厚生大臣より社会福祉法人日向更生センターの設立が認可される 設立認可：番号 昭和44年2月21日シレイ第34号 設立登記 昭和44年3月12日 初代理事長 黒木利克
昭和44年10月 4日	日本小型自動車振興会補助により鉄筋コンクリート造り平屋建3棟建築 993.68㎡
昭和44年10月20日	老人福祉法による特別養護ホームとして認可
昭和44年10月21日	特別養護老人ホーム皇寿園事業開始（定員50名）
昭和46年11月 5日	日本小型自動車振興会補助により鉄筋コンクリート造り平屋建2棟増築 495.86㎡
昭和47年 1月17日	増築完了により定員80名となる
昭和49年 6月15日	日本小型自動車振興会補助により鉄筋コンクリート造り平屋建1棟増築 387.18㎡
昭和50年 1月16日	増築完了により定員100名となる
昭和53年10月 1日	在宅老人ショートステイ事業を宮崎市の委託により開始する
昭和63年 4月 1日	宮崎市の委託により宮崎市養護老人ホーム明星園の運営を開始する
平成 4年10月 1日	宮崎市の委託により皇寿園デイサービスセンター事業（在宅老人 デイサービス事業）を開始する 鉄骨造平屋建1棟340.00㎡
平成 5年 7月 1日	宮崎市の委託により宮崎東在宅介護支援センター事業（在宅支援相談 事業）を開始する
平成 5年10月 1日	清武町の委託により清武町立養護老人ホーム清流園の運営を開始する
平成 6年 4月 1日	宮崎市の委託により皇寿園在宅ケアセンター事業（老人居宅介護等事 業）を開始する
平成 7年 7月 1日	宮崎市の委託により皇寿園緊急通報センター（緊急通報システムセン ター事業）を開始する
平成12年 4月 1日	介護保険施行による事業開始 介護老人福祉施設／ 皇寿園 短期入所生活介護施設／ 皇寿園 通所介護施設／皇寿園デイサービスセンター 居宅介護支援事業所／皇寿園在宅介護支援センター 訪問介護事業所／皇寿園在宅ケアセンター
平成12年 4月 1日	宮崎市から明星園無償譲渡を受ける
平成13年 1月15日	皇寿園・明星園老朽建替え協議書〈13年度分〉を宮崎市に提出
平成13年 6月18日	皇寿園・明星園老朽建替施設整備費補助金〈13年度分〉の内示
平成13年 9月28日	皇寿園・明星園老朽建替施設整備入札会
平成13年10月12日	皇寿園・明星園老朽建替工事：佐藤工業・加賀城建設JV工事契約
平成13年10月25日	皇寿園・明星園老朽建替工事起工式
平成13年10月25日	社会福祉法人日向更生センター評議員15名委嘱・第1回評議員会
平成14年 1月 7日	皇寿園・明星園老朽建替え協議書〈14年度分〉を宮崎市に提出
平成14年 5月15日	皇寿園・明星園老朽建替施設整備費補助金〈14年度分〉の内示
平成14年 7月11日	皇寿園・明星園老朽建替設備整備費補助金〈14年度分〉の内示

年 月 日	概 要
平成14年10月20日	皇寿園・明星園老朽建替第1期工事完成・引渡し〈仮使用〉
平成14年10月21日	第二期工事（皇寿園分）を開始する
平成14年10月24日	明星園引越し
平成15年 1月10日	平成15年度 社会福祉施設等設備計画協議書を提出する
平成15年 3月31日	平成14年度 宮崎市社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金の交付決定通知を受ける
平成15年 4月10日	平成14年度 社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金実績報告書を提出
平成15年 4月23日	平成15年度 宮崎市社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金の内示を受ける
平成15年 4月23日	社会福祉・医療事業団と金銭消費貸借契約書を交わす(¥443,700,000)
平成15年 7月18日	平成15年度 社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金交付申請書を提出する
平成15年 8月13日	平成15年度 宮崎市社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金の交付決定通知を受ける
平成15年 9月28日	第二期工事（皇寿園分）完成、引渡しを受ける（仮使用）
平成15年10月15日	第三期工事（玄関・外溝工事）を開始する
平成16年 2月23日	全体引渡しを受ける
平成16年 4月24日	皇寿園・明星園 天皇陛下、皇后陛下行幸啓を賜る
平成16年10月16日	創立35周年記念式典を行う
平成21年10月20日	創立40周年記念事業を行う ①職員実践研究発表 6月17日 ②ホームページの開設 7月01日 ③記念モニュメント「寛恕」製作 10月20日 ④創立40周年記念誌発行 10月20日 ⑤創立40周年記念式典 10月20日
平成23年06月14日	法人隣接地土地購入973平方メートル
平成29年01月01日	生計困難者に対する相談支援事業（第二種社会福祉事業）を開始する
令和元年10月19日	創立50周年記念式典を行う
令和4年 3月23日	競輪公益資金による補助事業完了 （皇寿園・明星園・清流園にサーマルカメラを設置）